

改正のイメージ [参考]

(1) 営業の施設の基準について

- ア 厚生労働省令で定める参酌（さんしゃく）基準のとおりとします。
- イ ただし、参酌基準が示されていない現行許可業種に対応するための規定を定めます。

(2) その他規定の整理

	改正前		改正後
食品衛生法	<p>(営業施設の基準)</p> <p>【法第51条】</p> <p>都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。</p> <p>【業種毎の準則（通知）】 (施設基準の技術的助言)</p>	+	<p>(営業の届出)</p> <p>【法第57条第1項】（新設）</p> <p>営業（第54条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。）を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その営業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">施設基準なし 営業許可不要</p> </div>
条例・規則等	<p>(政令に定める業種)</p> <p>【食品衛生法施行条例】</p> <p>第3条（別表第2）</p> <p>(政令に定めのない業種)</p> <p>【島根県漬物の衛生確保に関する指導要綱】 漬物の製造等届出書</p> <p>【食品衛生法施行条例】</p> <p>第6条（集団給食施設の開設の届出）</p> <p>【魚介類行商条例】</p> <p>・魚介類行商</p>	▶	<p>(政令に定める業種)</p> <p>【食品衛生法施行条例】</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> <p>共通基準</p> <p>個別基準</p> <p>生食用食肉・ふぐ</p> <p>+</p> <p style="color: red;">参酌基準が示されていない現行許可業種に対応するための規定</p> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>参酌基準のとおり</p> </div> </div> <p>第6条削除</p> <p>条例廃止</p>